



びやくしきびやっこう

第15号

矯正・保護と人権





人権学習誌『白色白光』びやくしやくびやくしやく 第15号

龍谷大学の矯正・保護課程

福島 至 …………… 1

矯正・保護総合センターにおける研究プロジェクト

浜井浩一 …………… 5

〈座談会〉矯正・保護と人権

加藤博史 池田正興
北口拓哉 五百木孝行
小野克也 増村 鮎 …… 11
西村采見子 井上陽平

矯正施設支部「ぎんなん会」とは

畠山晃朗 …………… 22

矯正教化支部「桐友会」雑感

本川英暁 …………… 26

矯正・保護の講義を通して人権について考えたこと

新山未奈 …………… 30

編集を終えて

横山勝英 …………… 32

龍谷大学の矯正・保護課程

法務研究科教授（矯正・保護課程委員長） 福島 至

1 はじめに

龍谷大学矯正・保護課程は、犯罪と非行に関する特別な教育プログラムです。きわめて特色のある教育課程で、規模、内容とも、日本の大学では他に類がありません。刑務官、法務教官、保護観察官、矯正心理専門職、家庭裁判所調査官をはじめ、社会福祉士などを目指す人にも、とくに役立つ実務的な授業を提供しています。

このプログラムは、全学のすべての学生に開かれています。本学の学生であれば、学部、短大、大学院を問わず、誰でも受講することができます。基本的には正規外の特別研修講座ですが、法学部や社会学部、短期大学部に所属する学生については、一部の科目が正規の卒業要件の単位科目となっています。

以下では、簡単に矯正・保護課程の特徴や開

講科目の内容などを紹介して、みなさんにぜひ受講していただきたいと思えます。

2 矯正・保護課程の特徴

(1) 歩みと概況

刑務所や少年院には、教誨師（きょうかいし）がいます。施設に収容されている人たちに対し、宗教的な立場から相談に応える役割を担っています。第2次世界大戦前は官吏（公務員）として常勤の監獄職員でしたが、日本国憲法が施行された後は、政教分離の観点から教誨師は公務員でなくなりました。このようにして、身分が変わりましたが、現在でも多くの宗教関係者が、ボランティアとして教誨活動に携わっています。教誨活動はこれまで140年以上にわたり、刑務所や少年院において実施されてきました。この中であって、終始中心的な役割を果たしてきた

たのが、本学と縁の深い浄土真宗本願寺派の人たちなのです。

こうした本学にかかわる教誨活動の歴史と伝統を踏まえ、教育課程の充実と社会的要請に応えるため、77（昭和52）年に法学部が中心になって、特別研修講座の一つとして矯正課程（1995年に矯正・保護課程と改称）を開設しました。それ以来36年の歴史があります。受講生はのべ1万人を超え、いまでは年間1千人あまりの学生（一部社会人）が受講しています。これまでの受講生を中心に、200人以上の卒業生が刑務官や法務教官などの矯正職員として活躍しているほか、保護司や保護観察官といった更生保護に取り組み実務家を輩出して、います。また、罪をつぐなった人の社会復帰を助ける数多くのボランティアも育て、着実に教育実績をあげています。課程開設当初より、私学振興助成財団（現日本私立学校振興・共済事業団）から、「特色ある教育研究」として評価され、助成を受けています。受講生は本学学生ばかりでなく、志のある方には、学外者であっても、受講を認めています。これまで、近隣の保護司や弁護士などの受講も少なくなく、社会人教育としての機能も果たしつつあります。

(2) 矯正・保護課程の受講から、キャリアへ

30年以上にわたる教育活動の成果として、本課程で学んだ卒業生が、矯正や更生保護の分野で職を得て、実務家として活躍しています。ま

た、あわせて本課程では、教誨師や保護司などの民間ボランティアの育成や、一般市民への生涯学習の機会を提供することにも、積極的に取り組んできました。

I. 矯正・保護・福祉の分野に関連する職種にどのようなものがあるか、紹介してみましよう。

① 刑務官（刑務官採用試験）

刑事施設（刑務所や少年刑務所、拘留所）において、被収容者の日常生活上の改善指導や規律を指導するほか、さまざまな作業を通じた職業訓練、あるいは被収容者の悩み事に対する指導などの処遇を行います。このような指導を通して、被収容者の矯正・更生をはかり、その社会復帰をサポートします。また施設の保安警備などを職務とします。

② 法務教官（法務省専門職員（人間科学）採用試験）

少年院や少年鑑別所に勤務するのが基本です。少年院では、家庭裁判所から保護処分として送致された少年などを収容し、少年の問題性に応じて、法務教官が生活指導、教科教育、職業補導など更生のための専門的な教育を行い、少年たちの個性や能力を伸ばしたりします。また少年鑑別所では、家庭裁判所の観護措置決定によって送致された少年などの身体を保護し、適切な審判が受けられるようにして、少年の資質を調査したりします。

③ 保護観察官（法務省専門職員（人間科学）採

用試験）

犯罪を犯した人や非行のある少年に対して、通常の社会生活を行わせながら、健全な社会人として更生し、その円滑な社会復帰のために指導監督を行うとともに、本人の自発的な更生意欲を喚起しつつ、就職・就学等に関する補導援助を行います。また、犯罪や非行のない明るい社会を築くための犯罪予防活動を促進しています。保護観察官には、保護観察の責任者として、刑事司法および心理学、教育学、社会学その他に関する専門知識と、人や社会に関する高い見



◀▲受講生による「ロール・プレイ」

識が求められます。

④ 矯正心理専門職（法務省専門職員（人間科学）採用試験）

法務技官（心理）は、法務省専門職員（人間科学）採用試験、矯正心理専門職区分により採用され、少年鑑別所や刑事施設などに勤務する専門職員です。心理学の専門的な知識・技術等を活かし、科学的で冷静な視点と人間的な温かい視点を持ちながら、犯罪や非行の原因を分析し、対象者の立ち直りに向けた処遇指針の提示や、刑務所の改善指導プログラムの実施に携わります。

⑤ 児童自立支援専門員

家庭環境上の理由で生活指導や支援が必要な児童を、サポートする専門職です。採用は少数ですが、国立武蔵野学園付属児童自立支援専門職養成所（1年）の卒業生が多くを占めています。このほか、各都道府県の地方公務員として、児童自立支援施設に配属される場合もあります。

⑥ 家庭裁判所調査官（裁判所職員採用試験）

少年事件や家事事件について、心理学、社会学、社会福祉学、法学などの知識を用いて、事件処理に必要な調査をおこなって、その結果を裁判官に報告する役割を担います。

試験に合格した後、家庭裁判所調査官補として裁判所職員総合研修所家庭裁判所調査官養成課程に入所し、同養成課程を修了した者が家庭裁判所調査官に任命されます。

⑦ 社会復帰調整官（社会復帰調整官採用試験）

精神保健福祉士等の資格があることが前提です。精神保健福祉等に関する専門的知識を活かし、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（平成15年法律第110号）に基づいて、保護観察所に所属して、生活環境の調査・調整、精神保健観察などの業務に従事します。

⑧ その他

このほか、社会福祉施設職員や更生保護施設職員、社会福祉施設職員なども、関連職種として挙げることができるでしょう。

Ⅱ・関連ボランティアとしては、以下のものがあります。

① 保護司

法務大臣から委嘱された無給・非常勤の国家公務員です。保護観察官と協力して、地域に精通した民間性や地域性を活かして、更生保護の仕事に従事します。

② 教誨師

前述した通り、宗教家としての立場から、刑事施設の被収容者の相談にのります。

③ 篤志面接委員

地域社会の民間ボランティアとして、刑事施設の被収容者の相談にのります。

④ B. B. S (Big Brothers and Sisters)

非行少年やそのおそれのある者に対して、兄や姉の立場にたって立ち直りを援助する青年ボ



ランティアです。龍谷大学にもあります。

⑤ その他

民生委員や青少年調停委員、児童委員、児童または身体障害者福祉司、裁判所調停委員、更生保護女性会員、地域社会教育リーダーなども、関連したボランティアと言えます。

3 講義の内容

(1) 講義科目

深草、瀬田の両学舎で、「矯正概論」、「矯正教育学」、「矯正社会学」、「矯正心理学」、「成人

矯正処遇」、「更生保護概論」、「更生保護制度」、「保護観察処遇」の各科目を開講しています。さらに、深草学舎では、「犯罪学」、「被害者学」を開講していますので、計10科目開講していることとなります。大宮学舎では、「成人矯正処遇」、「保護観察処遇」、「更生保護概論」の3科目のみを開講しています。

講義を担当しているのは、多くは、刑務官や法務教官、保護観察官としての勤務経験ある先生方ですが、いくつかの講義は現職の法務教官、保護観察官の方が担当しています。豊富で、生きた実務経験に基づく講義を、提供しています。たとえば、「矯正教育学」の授業では、実際に少年院で行われているロール・プレイを、受講生がやってみたりしています（写真参照）。

(2) 科目の内容

講義のタイトルだけではよくわからないかと思しますので、各科目の内容を少し説明しましょう。

① 矯正概論

刑事施設等の組織、業務、職員などについて、関係法令を参照しながら概観し、あわせて被収容者処遇の実情などを学習します。

② 矯正教育学

少年院を概観した上で、そこで行われる矯正教育の意義と目的、教育課程の内容と方法を学習します。

③ 矯正社会学

非行・犯罪現象について、社会的なアプローチによる分析を踏まえた知見や理論を踏まえて、少年院や刑務所における職員と被收容者の社会学などを学習します。

④ 矯正心理学

非行や犯罪に関する心理学を概観し、心理検査、心身鑑別の技法を学習します。心理学的な知見を活かした処遇方法も学習します。

⑤ 成人矯正処遇

成人矯正施設（刑事施設）において、受刑者に対して具体的にどのような処遇がされているのか、矯正概論で得た知識を踏まえて、より詳しく学習します。

⑥ 更生保護概論

犯罪や非行に陥った人たちがふたたび過ちを繰り返さないように、社会内でのように処遇しているか、その制度全体を概観して学習します。

⑦ 更生保護制度

更生保護制度全般への理解を深める内容です。社会福祉士を目指す人たちのために特化した講義です。それ以外の人は、⑥ 更生保護概論を受講して下さい。

⑧ 保護観察処遇

犯罪者や非行少年に対し行われている保護観察処遇の実際を理解するとともに、社会内処遇の効果的な方法について、学習します。

⑨ 犯罪学

犯罪防止と犯罪者処遇を研究する犯罪学について、学習する講義です。犯罪統計の読み方、犯罪理論、犯罪者の処遇など、犯罪を科学的に研究する方法を学習します。

⑩ 被害者学

犯罪被害者支援の淵源をたどり、被害者学がどのように発展してきたのか、また、被害者支援や刑事政策に関わる機関が、どのように対応しているのかなどについて、理解を深めます。

(3) 施設参観と課程修了

教室での授業のほかに、毎年夏休みには、受刑者を対象に、刑務所や少年院などの施設参観も実施しています。これは、教室で得た知識を、現場に即した「生きた知識」へと発展させるため、設けているものです。授業と一体のものとして、積極的に参加して下さい。何年かに分けて参観していくと、無理なく多くの施設を参観できます。参観施設は、関西地区の男子刑務所、女子刑務所、少年刑務所、男子少年院、女子少年院、医療少年院、少年鑑別所の矯正施設のほか、更生保護施設や児童自立支援施設です。開設科目の中から、16単位以上取得し、施設参観に2日以上参加した人には、「矯正・保護課程修了証」をお渡ししています。

4 受講の勧め

最近では、犯罪や治安問題が、政治課題として論じられるようになってきました。この背景に

は、治安状況の悪化があげられています。しかし、統計では犯罪は減少の一途で、治安悪化には根拠があるわけではありません。多くの人は、警察の発表やマスコミ報道の強い影響を受け、漠然とした不安を感じています。このような不安感を背景にして、性急に犯罪や非行に対応していくならば、効果もなく、大きな弊害を生み出しかねません。まず、事実を正確にとらえることが必要です。

犯罪や非行については、被疑者・被告人の人權、犯罪者や非行少年の人權、犯罪被害者の人權などが、相対立するような状況も生じます。さらには、世論などもからんできます。このような状況の中で、和解や人間関係の修復といったことにも目が注がれています。矯正・保護課程を受講することにより、それぞれの人の人權が守られ、互いの最大限の幸せが確保できるようにするにはどうしたらいいのか、考えて行きたいと思えます。

矯正・保護課程では、現場の声を直接聞くことのできる貴重な機会を提供します。一般にはあまり知られていない施設の実情についても、参観などを通じて、知ることができるとでしょう。犯罪や非行を考えるための正確な知識と判断力を身に付けることが、この講座の目標です。

受講をお待ちしています。

矯正・保護総合センターに おける研究プロジェクト

法務研究科教授 浜井浩一

はじめに

本稿は、龍谷大学矯正・保護総合センター（以下、本センターという）の研究プロジェクトについて、その活動内容や課題をわかりやすく紹介してもらいたいとの依頼を受け執筆している。「研究内容をわかりやすく」、これは必ずしも容易な課題ではない。なぜかという点、いわゆる研究所が行っている研究プロジェクトは、高度に専門的だからである。ただ、後でも述べるように矯正・保護とは、端的に言うところを犯した人を更生させることであり、福祉などと同様に人間（の回復や社会復帰）を対象にした分野である。当然、その研究は実践に役立つ具体的なものでなくてはならない。そう考えると、抽象的な概念に終始しがちな他の社会科学領域と比較すると、矯正・保護は初学者にも比較的

取っ付きやすい分野だともいえるかもしれない。

本論に入る前に、読者の皆さんは、そもそも矯正・保護という言葉をこれまでに聞いたことがあるだろうか。矯正といっても蘭列矯正のことではない。矯正・保護とは、犯罪者や非行少年の更生を目指した処遇を意味する。矯正は、犯罪者や非行少年を刑務所や少年院といった施設に収容して処遇する施設内処遇を意味し、保護（単独で使用される場合には更生保護と表記する）は、施設に収容しない社会内処遇を意味している。法的処分と言うと裁判所で懲役刑を言い渡されたり、少年院送致の処分を受けたりした人を刑務所や少年院で処遇するのが矯正、こうした施設を仮出所や仮退院してきた人や裁判所で保護観察執行猶予や保護観察処分を受けた人を処遇するのが（更生）保護である。国の役所である法務省に矯正局と保護局という二つ

の部署があり、刑務所や少年院を管轄しているのが矯正局、保護観察所を管轄しているのが保護局である。矯正・保護とは、私見も交えて言えば、罪を犯した人が社会で普通に生活できるようにすることで再犯を防止する様々な行政的働きかけを意味している。この場合の更生は、間違いを直す「更正」ではなく、甦（よみがえる）という意味での「更生」であることに注意が必要である。矯正・保護の理想は、罪を犯した人を正しく直す更正のことではなく、生まれ変わらせる更生を目指しているのである。

ちなみに、大学に設置された研究機関の中で矯正・保護を研究対象としている研究機関は本センターだけである。一般的に矯正・保護といわれる分野は、もう少し広い概念としての刑事政策（犯罪予防や犯罪者の処遇を研究する学問分野）の一部だと考えられているが、日本で刑事政策の研究を専門に行っている大学付属の研究機関も本センターだけである。

それでは、本センターの歩みも含めて、これまで本センターが行ってきた研究を概観してみたい。

本学における矯正・保護研究の歴史

〈黎明期〉

本センターは、01（平成13）年に龍谷大学が設置した龍谷大学矯正・保護研究センターが母体となっている。この研究センターは、02（平成14）年から09（平成21）年度までの8年間、

文部科学省の私立大学学術高度化推進事業の助成を受けて研究活動を行ってきた。そして、10（平成22）年に、研究成果を教育や社会に還元することをめざし、研究・教育・社会貢献を一体的に行う機関として、本学の特別研修講座である矯正・保護課程と統合して本センターが誕生した。

本センターの研究活動をより深く理解するために、龍谷大学における矯正・保護研究を少しだけ振り返っておくことにする。矯正・保護と龍谷大学の関わりは、龍谷大学の設立母体である浄土真宗本願寺派（西本願寺）が監獄出獄者のために衣食住を提供する保護事業を始めた明治時代に遡るといわれている。ただ、大学として本格的に矯正・保護といわれる分野で専門的な活動を始めたのは、おそらく52（昭和27）年に教師養成を目的として文学部に「矯正講座」が作られたのが最初だと思われる。初期の研究成果としては、76（昭和51）年に「宗教教誨制度の諸問題」に関する研究成果が公表されている。77（昭和52）年には、矯正・保護課程の母体である「矯正課程」が法学部に設置され、翌78（昭和53）年には、「矯正課程」の機関誌として『矯正講座』が創刊されている。さらに、79（昭和54）年には香港の矯正局長を招いての講演会を開催するなど、国際交流などにも活動範囲を広げている。そして、95（平成7）年から「矯正課程」は、「矯正・保護課程」と改称

され、法学部以外にも門戸を開き、全学的な組織へと改編されている。

こうした伝統を踏まえ、専門研究機関として設置されたのが、01（平成13）年に開設された龍谷大学矯正・保護研究センターである。以下、研究センター時代の研究プロジェクトについて紹介する。研究センターの活動は、文部科学省からの助成の関係から、第1期（2002年から5年間）と第2期（2007年から3年間）に分けることができる。

矯正・保護研究センターでの研究

〈第1期：2002～2006年〉

文部科学省からの助成を受けた研究プロジェクトは、「21世紀・新「矯正・保護」プロジェクト」と名付けられている。文部科学省に提出された申請書によると、このプロジェクトの目的は、以下のように記されている。

「新たな世紀を迎え、日本の犯罪と非行をめぐる環境は大きく変化している。これまでに経験したことのないような刑事施設の過剰収容、少年非行への対応の混迷、触法精神障がい者に対する新しい司法的処遇の導入、薬物依存症患者・性犯罪者への特殊な処遇の試行。これらの現象は、いわゆる先進国が解決すべき共通の課題であるにもかかわらず、いずれについても有効な対策を見いだせない状況にある。

他方、この国の「かたち」を事前規制型から

事後監視型へと転換しようとする司法改革の中で、刑事司法は社会のセイフティー・ネットとしての役割が与えられ、被害者を重視し、厳しい刑罰を望む流れの中で、「少ない犯罪、小さな刑務所人口」を誇っていた日本の刑事司法は「多くの犯罪、大きな刑務所人口」を抱えるアメリカ型のそれへと移行しつつある。

このような状況の中、犯罪者が社会復帰を果たし、再び犯罪をおかさないようにその改善更生を図っていくことは、犯罪者自身の福利に役立つのみならず、社会の平穏な秩序を維持し、国民生活の安全を確保することにも寄与するものであると考えている。われわれは、国の障壁を越えて、地域社会と国際社会とを結ぶ（グローバル）新たな犯罪者処遇構想を構築することを目的としている。その際の処遇理念は「犯罪や非行からの回復が対象者自身の人間としての尊厳とその主体性の回復から始める」ことから出発しなければならない。」

つまり、20世紀末から、犯罪被害者の再発見と応報感情の高まりやマスコミによる治安悪化報道によって刑罰を積極的に運用する厳罰化の波が日本にも押し寄せてきたが、刑罰でよりよい社会を作ることができないことは科学に蓄積された事実であり、治安悪化を含めて科学的な知見を発信することで、より合理的な政策決定を促すような研究を行っていくという決意表明である。いわゆる地下鉄サリン事件が起こっ

た95（平成7）年からの10年間は、マスコミ報道により刑法の専門家を含めてほとんどの国民が治安悪化を信じていた。しかし、この10年間も殺人事件やその被害者数は減少し続けているなど治安悪化報道にはまったく根拠がなかった。そして、厳罰化によって犯罪は減るところか、社会的弱者が刑務所に大量に送り込まれて、高齢者、障がい者や病気で働けない人で刑務所が過剰収容状態になっていた。彼らの再犯を防止するために必要だったのは刑罰ではなく福祉的な支援であった。こうしたことを専門的な研究を通して明らかにして、それを社会に発信していくというのが、矯正・保護研究センター設立の目的であった。

具体的な研究としては、以下のようなものをおこなうことができる。まず、刑罰のあり方に関する一連の研究がある。これらの研究は、刑事法研究者のグループである刑事立法研究会を中心に進められた。これらの研究課題を一言でいえば、刑罰の運用は、犯罪者といわれる人の人権を守り、また更生を促す意味でも、できるだけ拘禁を避け、社会に開かれた形で行うべきということである。研究成果としては、刑事立法研究会編代表・後藤昭／村井敏邦『21世紀の刑事施設―グローバル・スタンダードと市民参加―』（日本評論社、2003年）が公刊され、社会に開かれた刑務所を構想した「コミュニケーション・プリズン構想」が提示された。また、この

基本構想を踏まえ、監獄法改正については、刑事立法研究会編『刑務所改革のゆくえ―監獄法改正をめぐる―』（現代人文社、2005年）、未決拘禁については、刑事立法研究会編『代用監獄・拘留所改革のゆくえ』（現代人文社、2005年）が刊行された。さらに、近年問題となっている死刑代替刑としての終身刑については、石塚伸一監修『国際的視点から見た終身刑―死刑代替刑としての終身刑をめぐる諸問題―』（成文堂、2003年）などが刊行された。処遇実務への提言としては、英国のNGOであるプリズン・リフォーム・トラスト（長谷川永訳）『プリズナーズ・ガイドブック（被収容者心得）』（龍谷大学矯正・保護課程委員会、2006年）の翻訳なども行われた。

また、研究センターでは石塚伸一教授を中心に薬物依存症者の処遇に関する研究にも力が入られ、薬物依存症者の処遇に関する政策提言として石塚伸一編著『日本版ドラッグ・コート―処遇から治療へ―』（日本評論社、2007年）が刊行された。その内容は、薬物依存症者を刑務所から解放し、社会の中で回復を目指すというものである。

その他、先端技術プロジェクトでは、遺伝子工学と生命倫理に関する国際シンポジウムが開催され（2002年）、その成果が「遺伝子工学と生命倫理と法」研究会編（代表・石塚伸一）『遺伝子工学時代における倫理と法』（日本評論社、

2003年）として刊行され、さらにドイツ語版も04（平成16）年に公刊された。検視制度プロジェクトでは、福島至編『法医鑑定と検死制度』（日本評論社、2007年）が公刊された。また、法学と心理学の有機的な連携を目指した、村井敏邦編『刑事司法と心理学―法と心理学の新たな地平線を求めて』（日本評論社、2005年）が刊行され、法と心理学会の設立にも寄与した。

さらに、研究センターでは、制度をめぐる規範的な研究だけでなく実証的な研究にも力を入れた。犯罪統計プロジェクトでは、合理的刑事政策立案の前提となる犯罪統計の分析が行われ、治安悪化がマスコミの作り上げた幻想であることを証明し、犯罪統計を基礎から徹底分析した浜井浩一編著『犯罪統計入門』（日本評論社、2006年）が公刊された。そして、06（平成18）年度には日本における犯罪実態を科学的に調べるために、およそ1,000万円の費用をかけて犯罪被害者調査が実施された。

処遇効果の評価研究についても、アメリカを中心に世界的規模で展開されているキャンベル計画を支援し、その成果はウェブ上で公開されるとともに、科学的エビデンスに基づいた犯罪者処遇を推進するための基礎資料として、その成果の中から矯正・保護に関する成果を選んで掲載した龍谷・キャンベルシリーズが刊行された。現在6号まで刊行されている。



文部科学省から3年間の助成延長が認められ

矯正・保護研究センターでの研究 〈第Ⅱ期…2007～2009年〉

刑事法アーカイブでは、冤罪事件の弁護で著名な正木ひろし弁護士らの遺品を整理した正木文庫の整理が行われるとともに、講演会および展示会を開催して、その成果が社会に還元された。また、元最高裁判事であった故団藤重光氏の蔵書の調査、竹澤哲夫氏所蔵の帝銀事件資料などの整理も進められた。

これらの研究成果については、単に書籍として刊行されるだけでなく、国際シンポジウムを開催することで広く社会に還元される努力が行われている。

また、研究センターでは、『矯正講座』に加えて、研究論文の発表の場として『龍谷大学矯正・保護研究センター年報』を創刊した。



第Ⅱ期における研究は、第Ⅰ期の研究をさらに発展させるために、研究プロジェクト全体が基礎部門と応用部門に分けられ、より理論と実務を架橋する研究に力点が置かれた。

基礎研究部門では、近年の刑事立法動向を分析する研究を進展させ、民営刑務所や更生保護の今後の在り方について研究した、刑事立法研究会編『刑務所民営化のゆくえ』(日本版PFI刑務所をめぐって) (現代人文社、2008年) および同編『更生保護制度改革のゆくえ』(犯罪をした人の社会復帰のために) (同、2007年) を刊行した。

また、刑罰の在り方を刑法理論から検討する基礎的な研究としては09(平成21)年9月に、ドイツ・バイエルン州アウグスブルクにおいて、国際シンポジウム「(ドイツ)日本・刑法に関する対話」刑罰理論と刑法的正義」を統一テーマにリスク社会における刑事制裁の機能につい



てシンポジウムが開催され、その成果は、金尚均・ヘニング・ローゼナウ編『刑罰論と刑罰正義』(成文堂、2012年)として刊行された。刑罰に関しては「刑罰ポピュリズム」(刑事政策の意思決定に際して、専門家よりも大衆や被害者、マスメディアの意見が重視される傾向およびその帰結としての重罰化) についての研究も行われ、「犯罪現象の実体を反映したものでない政策的操作によってもたらされたものである」ことが犯罪被害者調査などの実証研究を通じて明らかになり、その成果は、犯罪社会学会編(浜井浩一責任編集)『グローバル化する厳罰化とポピュリズム』(現代人文社、2009年)として刊行された。

応用部門では、発達障がい少年司法のなかで、どのように処遇されているのかという実態について、具体的事例を通して理解するための研究がおこなわれ、発達障がい者による犯罪は、

個人の責任を追及するだけで解決するものではなく、個人をとりまく素質と環境の複合のなかで生じているものであることが確認された。その成果の一部は、浜井浩一・村井敏邦編『発達障害と司法』（現代人文社、2010年）として刊行された。

また、財団法人矯正協会附属中央研究所との協定に基づき、「受刑者の宗教意識」に関するアンケート調査を施設職員および教誨師に対して実施し、その結果を坂東知之ほか「矯正施設における宗教意識・活動に関する研究 中間報告」（『研究年報』第4号、2007年）で発表した。その後、受刑者に対する調査も実施し、その成果は、赤池一将・石塚伸一編『矯正施設における宗教意識・活動に関する研究』その現在と歴史』（日本評論社、2011年）として刊行された。

矯正・保護総合センターのプロジェクト

〈現在〉

最初に述べたように、研究センターは、研究・教育・社会貢献を一体的に実施するために、10（平成22）年から龍谷大学矯正・保護総合センターとして再編された。研究プロジェクトも、これまでの研究のほとんどを引き継ぎつつも、なお一層社会貢献につなげられるものへと進化し続けている。新たな研究プロジェクトとしては、刑罰理論研究の一環としてヘイトクライム

の研究、刑事立法研究会による被収容者処遇法のコンメンタールの作成、触法障がい・高齢者の処遇研究、刑事司法の信頼に関する国際比較調査、薬物依存症からの回復支援のためのセミナーの開催、貧困問題とソーシャルインクルージョン、法教育の新しいあり方などの研究が行われている。また、昨年亡くなられた故団藤重光氏の所蔵図書等の寄贈を受け「団藤文庫」の整理も始まった。これらの活動は本学からの資金だけでなく、日本私立学校振興・共済事業団の学術研究振興資金や厚生労働科学研究から助成を受けて実施されている。本センターにおける研究の一つの特徴は、刑事法だけでなく社会学や心理学など様々な分野の研究者が集まって学際的に研究を進めていること、さらに、ここに矯正・保護の実務家に加わっていることにある。このことによって、単に理想をとこなえるだけの机上の空論に終わらない研究が可能となっているのである。

研究成果の社会への還元

以上が、龍谷大学矯正・保護総合センターの研究プロジェクトの概要である。冒頭に述べたように矯正・保護は、罪を犯した人を社会から排除するのではなく、再び社会に受入れられるための作業である。罪を犯した人の多くは、様々な原因によって社会的に孤立したり、生活が困窮したりして社会的な居場所を失った人たちである。

そして、その居場所には心理的な居場所も含まれる。心理的な居場所とは、社会から必要とされているという実感である。人は、社会に自分の居場所を見いだせなくなったときに、様々な問題行動を起こす。犯罪もその一つである。

ここで、一つ確認しておかなくてはならないのは、日本の犯罪は戦後一貫して減少しているということである。殺人は何年も続けて戦後最低を更新し、02（平成14）年以降、刑法犯の認知件数も10年以上連続して減少している。誰が何と言おうと日本は世界で最も治安のよい国である。犯罪が減少している理由にはいろいろあるが、一番大きい理由は少子化である。犯罪のほとんどは15歳～30歳までの若者によって行われる。若者が減れば犯罪が減るのは当然の現象で、少子化が進行する国ほとんどで犯罪は減少している。ただ、日本だけは若者の犯罪が減る一方で、高齢者の犯罪が増加するという奇妙な現象が起きている。人は年をとると犯罪をしなくなる。これは、先進国の常識である。しかし、日本では人口の高齢化の3倍以上のスピードで受刑者が高齢化している。これはどうしてだろうか。

90（平成2）年代の後半、ちょうど山一証券や北海道拓殖銀行が倒産するなど構造改革・行政改革が始まった98（平成10）年前後から日本で急激に増え始めた人たちがいる。生活保護受給者、ホームレス、自殺者、そして犯罪者である。いずれも中高年、特に60歳以上の男性を中

心に増加している。これらはすべて社会から孤立して、自分の居場所を失った際に残された選択肢である。そして、ホームレス、自殺、犯罪は、生活保護の窓口が拡大されると少しずつだが減少している。社会の中に居場所を失った中年は、自殺する以外の選択肢としては、生活保護を受けて生活の場を確保するか、ホームレスになるか、それとも罪を犯して刑務所に行くしか居場所がないのが今の日本の姿なのである。これを心の問題や道徳の問題にしてしまうことはたやすい。心や道徳の問題であれば、政治家は教育改革だけをとなえていればいいのでお金がかからず、責任も転嫁できる。しかし、それではとても美しい国は作れない。

日本の刑罰は応報刑を基本としているため、どんなに軽微な犯罪、たとえばチョコレート1つの万引きであっても、その人が、複数回窃盗を行っている累犯者であれば、自動的に実刑となつて刑務所に送られる。日本の応報刑では、すべての犯罪は個人のモラルの問題であり、同じ犯罪を繰り返す人は懲りない人として、少しづつ刑罰が重くなる仕組みになっている。だから、日本の刑務所には、被害のほとんどない万引きで3〜4年間の懲役刑を受けている高齢者や障がい者がたくさんいる。しかも、日本では刑事司法と福祉の連携がないため、刑務所を出所しても居場所のない人は、自分で生活保護を申請するか、自殺するか、ホームレスになるか、

刑務所に戻るしかない。刑務所出所者に生活保護の窓口は冷たい。だから、多くの人は同じ罪を繰り返し刑務所に戻ってくる。日本の刑務所には90歳を過ぎた高齢者が何人も収容されている。認知症の人もいる。日本の刑罰は、懲役刑が基本だから、実刑になると強制労働に従事しなくてはならない。90歳の高齢者も同じである。こんな野蛮なことをしているのは先進国では日本ぐらいである。日本に次いで高齢化が進んでいるイタリアでは70歳を過ぎた人を原則刑務所には入れない。イタリアでは憲法で刑罰は人道的かつ更生に資するものでなくてはならないと定められているためである。高齢者を刑務所に入れることは人道的でもなければ、更生に資することもない。これを野蛮だと思わないことが日本の刑事政策の最大の問題なのである。

以上は、本センターにおける筆者の研究で明らかになったことである。この問題を解決するために何が必要なかは読者のみなさんにも容易にわかるだろう。罪を犯した人をただ罰するのではなく、その原因となつている居場所がないという問題を解消することである。

こうした研究を受けて、09（平成21）年からは厚生労働省が重い腰を上げ、法務省と連携して、地域生活定着支援事業が開始された。この事業は、刑務所を満期出所する高齢者や障がい者を福祉につなぐための支援を行う制度であり、12（平成24）年に全国に整備された。その

ほか、刑務所や検察庁に社会福祉士を配置して、社会に居場所を失って軽微な犯罪を繰り返している高齢者や障がい者を福祉につなげることで、再犯を防止し、できるだけ刑務所に収容しないようにするための支援も開始された。こうした改革には、日本でただ一つの矯正・保護の研究機関である本センターでの研究が様々な形で生かされている。筆者の研究だけではなく、先に紹介した刑事立法研究会の様々な研究も、監獄法の改正、PFI刑務所の導入、薬物犯罪者処遇の議論などに活かされている。

矯正・保護を中心とする日本の刑事政策において本センターの果たす役割は、現在、どんどん大きくなつている。少なくとも、犯罪者の処遇を検討する上で、本センターの研究成果を無視して議論を進めることは困難である。政府の犯罪対策閣僚会議の提言が03（平成15）年には、犯罪者の徹底した排除と厳罰だったのに対して、12（平成24）年には犯罪者の社会復帰支援と包摂による再犯防止に変化したのは、本センターの地道な研究成果によるものだと自負している。今後も、本センターは、研究・教育・社会貢献の一体化をさらに推し進め、日本で唯一の刑事政策の研究機関としての役割を果たしていきたいと考えている。そのためには、学内からの支援は欠かすことができない。本稿を読んでも、本センターの果たしている役割の重要性が少しでもご理解いただければ幸いである。

座談会

加藤 博史 矯正・保護総合センター長（10年4月～13年3月）

池田 正興 矯正・保護課程講師／元矯正職員／本学卒業生

北口 拓哉 保護観察官／本学卒業生

五百木 孝行 矯正・保護課程受講者／本学修士修了者

矯正・保護 と人権

小野 克也 法学部5年生／矯正・保護課程受講者／法務教官志望者

増村 鮎 法学部4年生／矯正・保護課程受講者／法務官合格者

西村 采見子 社会学部4年生／矯正・保護課程受講者

井上 陽平 法学部3年生／矯正・保護課程受講者／警察官志望





援のための研究班を発足させると共に、「受刑者処遇法」が改正され、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」として07（平成19）年6月に施行された。「監獄法」の全面的改正である。

続いて07（平成19）年6月には、「更生保護法」が成立し、翌年6月から施行され、09（平成21）年8月には、さきの厚生労働省の研究班の成果として、「地域生活定着支援センター」が各道府県に1ヶ所（北海道は2ヶ所）ずつ設置されていく。さらに10月には、それまで一部の刑務所に限られていた社会福祉士が、すべての刑務所に配置されることとなった。

罪を犯した人々の人権を守ろうという、ここ数年の大きな変化の流れの中にあって今、そうした人々の矯正・保護のために私たちはどのような社会を築いていかなければならぬのかを、加藤博史矯正・保護総合センター長をコーディネーターとして、それぞれ話し合っていたいただいた。

矯正・保護課程で学んだこと

加藤 ここ数年の変化というものは、非常に目を見張るものがあります。福祉の分野でもソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）ということを強調するようになり、社会的に

排除された人の尊厳と参加の回復を進める社会を作っていかなければならないということが、大きな目標となっています。刑務所や少年院に入っている人たちが、ただ規範違反をした「悪い人」というだけでなく、その背景の生活歴や家庭環境などの問題に着目する必要があると思います。

こうした視点のもとに、矯正・保護、そして人権ということを、皆さまがたと話し合っしていきたいと思います。

そこでまず、ご出席くださった学生さんから、なぜ龍谷大学の矯正・保護課程を受講しようと思われたのか、さらに受講した後の感想などをお話してください。

井上 僕は法学部で学んでいます。それとクラブは、剣道部に所属していて、将来警察官になろうと考えています。矯正・保護課程を受講するきっかけは、ごく単純なのですが、法学部では、矯正・保護課程科目が卒業要件単位に組み込まれていることでした。それと、開設科目のシラバスを読むと、将来の進路に役に立つのではないかと感じましたので受講することにしました。

受講した科目は、2年次に、「矯正概論」と「成人矯正処遇」で、今年度は「矯正教育学」を受講しています。矯正・保護課程で学んだ刑務官や法務教官の仕事の内容は、警察官の仕事そのものとは異なっていますが、刑

05（平成17）年、「受刑者処遇法」が制定され、翌年5月から施行された。受刑者の権利保障を手厚くして刑務所内の透明性を高めるといのが、主な狙いである。そのような中、06（平成18）年1月、74歳の男性がJR下関駅の倉庫に放火するといういわゆる「下関駅放火事件」が起こった。この男性はそれまで何度も刑務所での服役を繰り返し、しかも知的障がいのある「累犯障がい者」だった。この事件を契機に、刑務所を出た人への福祉的サポートが届いていないということが、改めて問題となった。

この「下関駅放火事件」の3ヶ月後、厚生労働省は罪を犯した障がい者に対する地域支



井上陽平さん

務官・法務教官や矯正施設を取り巻く現状などについて知ることができましたので、警察官になった後にも活かせると考えています。加藤 受講されてそれまでの認識に変化が？井上 はい。ずいぶん認識が変わりました。刑務所というのは、被收容者が収監され、刑務作業が課せられているだけの施設だと思っ
ていました。ところが、実際の現場では、被收容者への改善更生のためにされる指導や、社会復帰のための矯正処遇などさまざまな取り組みがなされていることを知り、これまでの認識を新たにさせられました。

そんな折、2回生の「矯正概論（担当：池田静講師）」の授業で、実際に京都拘置所の

施設参観をする機会があり、現場の状況を自分の目で確かめることができました。来年度は、夏季の施設参観に参加し、刑務所や少年院などの矯正施設や保護観察所や更生保護施設の参観も行きたいと考えています。

西村 私が矯正・保護課程を受けようと思ったのは、高校生のときでした。龍谷大学を受験しようとしたとき、矯正・保護課程があることを知り、こんな分野が勉強できるんだと興味をもちました。とくに私は、自分が知らないことを追いつめるのが好きで、矯正・保護の世界は、まったく未知の分野でしたので。

社会学部に入学し、社会病理学を学ぶ中、受講した社会意識論という授業で、連続ピストル射殺事件で死刑囚となった永山則夫（まの）さんの生い立ちや犯行に至った動機について、勉強したことがありました。そこで犯罪学について知りたいと思うようになり、4年生で矯正・保護課程を受講したのです。受講科目は主に、被害者学と矯正概論、矯正社会学です。加藤 受講した結果は？

西村 すごく驚いたのは、被害者の家族に対する保護があまり行き届いていないという点ですね。テレビや新聞のニュースで見ているものの、学ぶことによってあらためて現状を知りました。

また矯正・保護課程を受けはじめた頃、亀岡（京都府）で小学生の列に車が突っ込むと

いう事件が起こったのです。私の自宅はその事故現場の近所なので、事故を起こした少年が、どのように処遇されるかに興味をもち、更生への道や、遺族の悲しみ、「いのち」について考えさせられました。

増村 矯正・保護課程を受講しようと思ったきっかけは、部活動の先輩でした。この先輩も法学部で、どういう勉強をされているのかをたずねアドバイスいただいたとき、矯正・保護課程を受けているとおっしゃった。それまで私は法学部というと、検察官や弁護士イメージが強く、刑期を終えた人が社会復帰をするための支援をする世界があることを知りませんでした。だからより一層興味をもったのです。

加藤 なるほどね。では次に小野君は。

小野 法学部5回生ということで恐縮なんですけど、僕が龍谷大学に入学したとき、将来何になりたいということが、はつきりしていませんでした。そうした中、非常に重い病気にかかり、耳が聞こえなくなったりして精神的にくじけてしまい、大学をやめようかと思いましたが、友人や家族に支えられ、もう一度、学校でがんばってみようと思いを直し、続けさせてもらっています。

なぜ矯正・保護課程を受講しようと思ったかと申しますと、自分が病気になるたということもあり、人間はみんな弱い存在で、社会



の中でたくさんの人々に支えられている面が多いなど感じたからです。僕は何とか立ち直ることができたけれども、社会から脱落せざるを得なかった人が、何とか立ち直るためにはどういうサポートが必要だろうかということに、とても興味をもつようになり、それで矯正・保護課程を受講させていただき、いろいろ学ばせてもらっています。

厳罰化の風潮の中で

加藤 少年院や刑務所などの矯正施設で、矯正教育を担当する教務教官を志望されているのは、今おっしゃった理由からですか。

小野 はい。

加藤 次に龍谷大学の卒業生で、関西の保護観察所に勤務されている北口さんは、どのような過程で今の仕事をされているのですか。

北口 私は97（平成9）年に龍大を卒業しました。学生時代は文学部の哲学科にいましたが、高校時代から人が非行から立ち直っていくプロセスに興味をもっていました。当時、「家裁の人」という漫画が流行っていましたね。龍谷大学を受験させてもらったとき矯正・保護課程があるということがすごく嬉しくて、合格したらさっそく受講しようと思っていましたが、1年生は履修不可で、2年生から3、4年生までしつこく受講しました（笑）。私は矯正より更生保護に興味がありました。とくに罪を犯した人が立ち直っていくうえで、どのように支えていくかに関心があり、保護観察官を目指しました。4年生のとき公務員試験を受けましたが失敗し、卒業した年に再挑戦して、09（平成21）年の10月に関西の保護観察所に採用されました。

1年半事務官として庶務の仕事につきその後、法務省保護局に2年間いて、その際に少年法の改正を経験したりして、02（平成14）年に保護観察官となり、8年間、関東の保護観察所で保護観察業務を行いました。そして、10（平成22）年に関西の保護観察所に戻ってきて、今、3年目です。

加藤 その間で、人権をめぐる流れの変化のようなものを感じられませんでしたか。

北口 もともと更生保護というのは人権に根ざしたものだと思います。話は保護観察の業務になってしまうのですが、やっぱり個人情報の問題ですね。例えば罪を犯した人の更生を支援する保護司さんが、それぞれの地域で活動されているものですから、地域の人たちもよく知っています。その保護司さんが保護観察を受けている人の家に入りすると、地域の人たちが「あの家に、そういう人がいるのかな」という話になってしまいます。なので、保護観察を受けている人のご家族が、私たちの情報が世間にもれているのではないかと心配される。そういう面で言えば、人権意識が高まったのかと思います。だから、個人情報を大切に、外部にもれないようにすることが重要です。

それと、さきほどお話が出た被害者の問題です。我々は被害者のことを前提として処遇活動を行っています。実際に被害者に対して法務省では、「通知制度」等があるだけで、補償のことなどはじめ、まだまだこれからだと思います。

加藤 受刑者の精神的な救済を支える教誨師さんが全国に多数おられますが、龍谷大学では明治時代から、このような分野に積極的に関わってきた伝統があります。龍大出身の保

護司さんも非常にたくさんおられる。だからこそ龍谷大学に矯正・保護課程ができたのです。誕生してすでに36年になります。そして10（平成22）年には「矯正・保護総合センター」ができ、多くのかたがたのご協力のもと、名実ともに日本一の存在になりました。

こうした中で保護司さんがますます重要な立場になってくると思うのですが、08（平成20）年から全国に「更生保護サポートセンター」が設置されるようになりました。そのあたりについてはどうですか。

北口 保護司さんが保護観察を受けている人たちと面接する場所の確保が、年々むづかしくなっています。厳罰化という社会の風潮の



五百木孝行さん

中で、もう一度やり直しをしてもらうための受け皿になっていこうということで、保護司さんが奮闘してくださっています。保護司さんが地域で活動していくうえで、保護司会という民間組織があるのですが、なかなか活動の拠点とならないのが現状です。そこで、ひとつの拠点となるのが更生保護サポートセンターです。12（平成24）年度中には、全国で150ヶ所程度の設置が見込まれています。

加藤 福祉の分野で、これまでずっと活躍されてきた五百木さん。自己紹介も含めてお話しください。

司法と福祉の連携

五百木 私はもともと京都市役所に勤める行政マンでした。龍谷大学の矯正・保護課程の存在を知ったのは、09年、法学研究科の「NPO 地方行政研究コース」というのがあり、社会人として入学させてもらったときでした。修士の論文テーマが「地域社会における独立型社会福祉士」で、その可能性について研究したかったのです。

京都市役所では、市内の福祉事務所の第一線で、生活保護や障がい者福祉、老人福祉にたずさわってきたわけですが、とくに00（平成12）年から社会福祉基礎構造改革の中で、措置制度から契約制度へと、大きく福祉のあ

り方が変わりました。障がい者や高齢者のかたがたの人権とサービスの使い方をサポートする権利擁護型の福祉を担う人間が地域に必要ではないかと考え、入学したわけです。

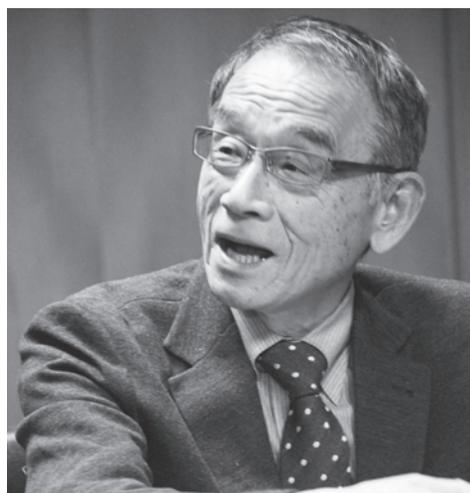
私は58歳で社会福祉士の資格をとったのですが、翌年の社会福祉士の国家受験資格の試験科目には、新しく「更生保護制度」が加わり、社会福祉士も、その勉強をするようになりました。それまでは、更生や保護のことに ついて、まったく知らない社会福祉士が大半でした。だから司法と福祉の連携が必要だと、京都の社会福祉士会で講演会や研修会を開いています。

こうした司法と福祉の連携については、まだ3、4年しか経ちませんが、徐々に広がっています。私も12（平成24）年4月から、京都府の非常勤社会福祉士として、「特別調整」を担当させてもらっています。

加藤 それは大事なことですな。

五百木 ええ、私自身、司法と福祉との連携が広まっていると実感しています。また、個人的には、社会福祉士行政書士事務所を開設して、判断能力の不十分な人々を支援する成年後見や、障がい者・高齢者の虐待の問題を、権利擁護型の事務所を運営する中で、社会福祉士会の取り組みなどと結びつけながらやっていたと考えています。

加藤 やっぱ司法と福祉の連携が進みつつ



あるということですね。ここまで皆さまがたのお話をお聞きいただいた中で、池田先生いかがでしょうか。池田先生には矯正・保護課程で、矯正教育学をご担当いただいておりますが、先生は元法務教官として、現場で重要なお仕事をされてきた大先輩です。

池田 私は73（昭和48）年文学部社会学科福祉学専攻（当時）の卒業です。その頃はまだ矯正・保護課程（1977年に開設）はありませんでした。家族関係に興味をもち家庭裁判所の家事部での機関実習に行かせてもらった時期がありました。そこで少年部の調査官とたびたび接する機会があり、そのとき非行少年の処遇を知り、教育の分野へと方向転換

したわけです。

その後、法務省に採用され、浪速少年院で勤務いたしました。このときにさまざまな研修を経る中、龍谷大学の繁田實造先生にお会いする機会があり、大学の矯正・保護課程を紹介してくださったのが、最初のご縁でした。

一方、龍大出身で刑務所や少年院、少年鑑別所で働く約200名の矯正職員の会（校友会・矯正施設支部「ぎんなん会」※本誌22頁以下参照）にも参加させていただき、自分が龍大出身であることを強く認識させていただきました。

私はおかげさまで少年院と、少年鑑別所勤務一筋でまいりましたが、さきほど加藤センタール長がおっしゃった、いわゆる刑事施設法や更生保護法の改正、少年院法、少年鑑別所法の改正作業などを、現場の立場からかいま見ることができたという、きわめて貴重な経験をさせていただくことができました。

ちなみに、少年院法改正・少年鑑別所法の制定へ向けた概要を申し上げますと、在院（所）者の権利義務関係、職員の権限、矯正教育・鑑別所観護処遇の明文化、不服申立制度の充実、施設運営の透明性の確保など、在院（所）者の人権を尊重しつつ、少年矯正施設機能を十分に発揮できるように法的整備を図るものです。

少年保護事件といえども成人の刑事事件と

同じような適正手続きで進めなければだめだという考えの延長線上に、保護的な側面が刑事罰化することを求める世相や風潮の方向にあるのが、現状とも言えます。そうした中で、さきほどお話が出た被害者と加害者の人権の問題などを考えると、社会全般から見ても、ラベリングの問題や少年たちの人権はきわめて厳しい条件下にあります。厳罰化が進み、一般国民の寛容さがなくなっているのが現代の状況ですね。

被害者と加害者の人権

加藤 今、池田先生が総括的におっしゃってくださいましたが、罪を犯してしまった人、あるいはその罪をつぐなった人の人権を、どうももつていくかですね。さきほど話が出た「下関駅放火事件」ですが、74歳のおじいさんが、刑務所を出ても誰も迎えにはきてくれないので、結局ホームレスにならざるを得ない。するとやっぱりあたたかい刑務所に戻りたくなり、知的障がいも重なって放火をしてしまう。この人には何ひとつ出所後のサポートが届いていなかったのです。

11年度の矯正統計年報では、刑務所を出た約28,500人のうち、父母や配偶者、子ども、兄弟姉妹などの家族が待ってくれている人は約13,000人、46%くらいです。



西村采見子さん

これは本人たちが言っている数字なので、どこまで信憑性があるかわかりませんが、刑務所に勤務するかたがたのお話を聞いていても、ほとんど帰宅先のない人が増えています。

それから障がいを持ったかたや障がい認定のボーダーのかたも非常に多いのですが、このあたりの手立ても不十分です。矯正・保護のことを学んでいる井上君は警察官志望ですが、最近の事件で気になったことはありませんか。

井上 さきにお話が出た、あの痛ましい「亀岡事件」ですね。当時18歳の少年が運転する軽自動車に登校中の児童の列に突っ込み、3人が死亡し7人が重軽傷を負いました。この

事件は車をひと晩中、乗り回していたことによる居眠り運転が原因とされていますが、少年はそもそも無免許でしたよね。僕はこうした凄惨な事件をなくすには、どうすればいいのかを、社会全体で考えなければならないと思っています。

加藤 ひと晩中、車を乗り回しているような人たちの生活は、ものすごく壊れているわけですよ。その点を考えるべきで、ただ悪いことをしたやつをやっつけろという厳罰化だけでは解決しないでしょう。

西村 亀岡の事件もそうですが、事件が起こったとき加害者少年の名前はテレビや新聞では公開されませんが、ネットではほとんど情報は流れます。加害者の家がお店をやっておられて、その店名までも出回って、結局お店は閉めざるを得なくなる。そして加害者だけじゃなく、その家族が巻き込まれてしまいます。そういう人たちの人権が軽視されているので、何とか学校教育などで考えていく機会が必要だと思います。

加藤 おっしゃるように、加害者の家族までが社会的なバッシングにあうということは、本当にこわいですね。たしか宮城県浄土真宗のお坊さんでしたか、加害者家族を支援するという活動をされているそうです。

増村 少し前の事件ですが、香川県で娘さんが殺害され、その被害者の家族がメディアの

インタビューに応じておられた。たしか父親だったと思いますが、容貌の印象があまり良くなかったのです。そんなことからネット上や週刊誌などで父親が犯人じゃないかと、なんの証拠もないのにはやし立てました。犯人扱いされたそのお父さんは反論し、問題が大きくまりました。結局、犯人は別の人物でした。この一連の動きを見たとき、非常にあやうさを感じました。また、被害者であるにもかかわらず、家の場所が特定されたり写真が撮られたり、守られるべきものが守られていない感じがします。

加藤 マスメディア、インターネット社会のこわさですね。だからこそ鋭敏な人権感覚が必要になってきます。

小野 11年10月、大津市の中学校で起こったいじめの問題ですが、学校における教師と生徒のことなれ主義が問題ですね。いじめをしても、いじめがなかったかのように隠蔽しました。大人たちがそういう態度をとっている中で、子どもたちに反省しろというのはおかしいですね。なぜそのことがいけないことを、大人が子どもたちにちゃんと教わらないと、子どもたちの反省する機会を奪っているように感じました。

例えば飲食店で走り回って騒いでいる子どもを、親が放置している。もし、やめなさいと止める親がいても、「この店のおじちゃん



から叱られるよ」と。子どもは、なぜ走ったり騒いだりすることがいけないことがわからない。大人が子どもたちにちゃんと言うべきです。

やり直しを許容しない社会

加藤 小野君が最初に、人間はみんな弱いところがあり、支え合って生きているという人間観を指摘してくれたのですが、いじめというものは、そういう人間観の対極にあるのではないのでしょうか。人間の弱さというものを支え合って生きているということを受けとめられない社会、とにかく強くなければならな

いと、変な思い込みが社会全体にはびこっている。

小野 社会全体に余裕がないように思えます。だから、罪を犯した人に対して、悪いことをしたのだから、罰を受けて当然だろうと、そこからやり直してまた社会に戻ってくることを許容していかないのでしょうか。

加藤 暴力をふるった人に対して、厳罰という形で、社会的暴力^①を押しつける。池田先生がおっしゃった寛容な社会、人間の弱さを受け入れ、支えたり支えられたりする社会の実現が、めぐりめぐって罪を犯した人の立ち直りにつながると思うのですが。

日本で最初にできた浪速少年院にいらっしやった池田先生、罪を犯してしまった少年たちの立ち直りについて、どのように受けとめておられますか。

池田 自分の罪をきちんと認識して、こつこつやっていると仮釈放になり、保護司さんの指導を受けるようになります。そして、「社会人になったね」と言われる状態をいかに継続することができるか、ですね。被害者の立場からは、まだまだだと言われるかも知れませんが、きちんと家庭を持ち、朝に仕事に出て夕方に帰って給料をもらい、その給料から税金を払って国民としての義務を果たすという継続性です。そういう継続の中で自分自身が変わってきたのだと思い、周囲もそう思

うようになるというのが大事なことです。

犯罪者や非行少年など、そういった人たちに對する寛容性、許容性のなさが結局「犯罪者だから：」の枠からぬけ出せなくなる。

北口 ホームレスを襲う少年たちがいますね。ああいう子たちって本当に居場所がない。それで仕方なく友人と群れる。それが居場所だと思っただけで、一人になると何もできない。一人でいる淋しさやむなしさから、集団化してストレス発散のためにいじめに走る。とめる子もいるでしょうが、「お前はカッコつけやがって」と、それがまたいじめの対象となる。負の連鎖^②というのでしょうか、どんどんエスカレートしていきます。何とかしなければと思います。

加藤 人と人とのあたたかいつながりがあるかないか、そこが重要な点ですね。

五百木 これまでの経験から、現在の福祉の質というかあり方について、非常に反省させられる面があります。昨年11月に矯正・保護総合センターが主催された講演会で北九州ホームレス支援機構の奥田知志さんの講演を聞かせていただいたのですが、あの「下関駅放火事件」のお年寄り、6回ほど福祉や医療、警察との接点があったのですが、どこの窓口にも受け入れてはもらえず、あのような放火事件が：。

司法と福祉の連携は進めなくてはならない

んですが、入所者の中には、福祉より刑務所のほうがいいという声も根強いですね。65歳以上の高齢者や障がいのある方で、帰宅先もなく福祉の支援が必要なのですが、福祉みたくないややこしいのはいやだとおっしゃる方もいます。そのとき、矯正施設側としては、非常に困ります。認知症や自分の判断が十分でない人が特別調整を希望してないがために、そのまま出所して、ホームレスになってしまうという状況があるわけです。

だからそのとき、矯正施設側の対応というより、福祉のあり方というものについて、私は反省すべきじゃないかと思えます。そういう問題を受けとめることができる福祉であれ



増村 鮎さん

ば、下関のあの事件は放火ということにならず、あの人はもう少し違う形で、どこかで支援されていたのではないかと思います。福祉に20年以上も関わってきた人間として、大いに反省しています。

加藤 今、刑務所に入っている人の70%以上がI Q相当値89以下です。障害者手帳を取得するまではいかないけれど、社会的に軽視されてきた人たちで、しかも家族の関係が非常に壊れていたり、ネグレスト（養育放棄）の体験があったりで、社会の底辺を形成せざるを得ない方がたですね。

地域で支え合う仕組みこそ

五百木 私の事務所では成年後見制度業務をひとつの軸にしているのですが、「特別調整」の対象のかたは、やはり成年後見制度を活用していかないとだめかなと思います。「特別調整」とは、その対象は65歳以上の高齢者が障がいのある人で、帰宅先がなく、福祉的な支援を希望する入所者のことです。

ですから単に帰宅先がないという問題だけではなく、孤独、孤立、淋しさというものを、どのようにしてなくしていくことができるかが大事ですね。居場所というものがないと。生活保護を受けていても、再犯によって刑務所に戻ってくる人が大勢おられる。理由を調

べると、孤立して淋しいですね。生活保護によってアパートを借りてはいるものの、一人でいるとすごく淋しい。そこで万引きや覚醒剤の経験がある人なら、つい手を出してしまいます。

だから、司法と福祉の連携は大事ですが、連携さえすれば、すべて解決というわけにはいきませんが、福祉の質が問われていると思います。居場所を作っていくような、伴走型支援が大事だと思います。一緒に手をつなぎ、寄り添ってあげる仕組みですね。地域の中で、システムとしてそういう仕組みがないと、とても「特別調整」の出口支援だけでは不十分でしょう。

加藤 お互い支え合う仕組み作りですね。

池田 ええ。矯正施設に入るときは人や社会に背中を向けているけれど、出る段階では入ったときの自分が、もうそこにはいない。

北口 社会に出たときの不安が……。

池田 そうです。

北口 出所して社会に出ても、本人の身分を証明するものがなければ携帯電話すら契約できない。携帯電話がないと、職探しすらできません。

池田 高齢者福祉の分野で解決できない部分を、ある意味で刑務所がその役割を担っているというのが現実です。

北口 たしかに、そういう部分がありますね。

池田 刑務所で高齢者の介護、お世話をすることが、若い被収容者や職員のひとつの仕事になっていく。

加藤 そうですね。

池田 刑を終えた人が社会に出ることによって、かえっておだやかに生きる権利が疎外されているという皮肉な現実です。

北口 でも刑務所は、あくまで刑務所です。

五百木 前科十犯、二十犯と言っても、大半が万引きなどの窃盗で、ほとんど微罪です。

北口 コンビニでおにぎりひとつ取って……。五百木 そうです。今晚食べるものがないのでつい手を出した。しかもIQが低い方が多いので、お腹が減ったらすぐお金も払わずに持っていくとする。

加藤 さきほどの北九州でホームレス支援をされている奥田知志さんの話ですが、その奥田さんが下関駅放火事件のおじいさんの身元引受人になりました。そしてはじめて、そのおじいさんが刑務所から出たいと思うようになり、奥田さんの前で泣いたと——このエピソードが何か象徴しているように思えます。本当にあなたがかいつながりがあれば、社会に出て生きていきたいとの思いにつながります。これがないから刑務所に戻らざるを得ないのですね。

西村 今話題の「孤独化」ですね。刑務所に入る人の多くが出所後の帰住先がない、身元

引受人がいらないと聞いています。そういった孤独だけでなく、IQの低さや就業先の無さが人々を追い詰め、再犯へとつながっています。受刑者は刑務所内では刑務官がいても、出所後、社会へ放り出されても居場所を見つけれずにいるのです。

北欧では元受刑者が、新たに出所したばかりの元受刑者の面倒をみるという支援団体があります。社会に出たらあとは自己責任という風潮を少しでも緩和できるよう、就職や住居の支援を行政や支援団体が行っていくべきだと思います。社会は受刑者を矯正・更生するだけでなく、出所後にも目を向けていくべきではないでしょうか。

五百木 犯罪には環境因子と個人因子があるわけですが、生後間もなく親が離婚したり、貧困で就学できなかった人が多く、小・中学校から窃盗、非行を重ね、自分の意志にかかわらずそういう方向に流れてしまうという環境因子のウエイトが、かなり重いようです。

そのあたりをもう少し福祉の分野で包摂できないと、いわゆる厳罰化で個人因子のことばかり取り上げてだめだと、個人的にそう思っています。

増村 私は刑務官の仕事につく予定ですが、刑務官というのは、刑をまっとうしてもらって社会復帰をうながすところまでしかできませんので、また戻ってきてしまうということ



は非常に残念なことで、かつ重要な問題だと、矯正・保護課程を受講して考えさせられました。私は刑務所までしか支援ができませんが、この座談会で先生がたがおっしゃったように、まわりの人々が手助けをして、社会復帰できる環境を作っていく必要があると、あらためて認識いたしました。

加藤 住宅、収入、そして居場所ですね。

小野 五百木さんがさきほどおっしゃったように、出でからどうするかということですが、施設内には同じような境遇をもった人たちがいて、施設のルールに従って生活を送るわけですが、施設を出ると誰も寄り添ってくれる人がいなくて、またもとの振り出しに戻ってしまう。施設を出てから一緒にやっていける仲間作りですね。更生保護の分野で金銭的な支援も必要でしょうが、心の問題が大事だと思いますね。

池田 そうです。少年院では結構、前向きに生活しているにもかかわらず、仮退院になったとき、少年院での生活が補償されなくなる。加藤センター長がおっしゃったように、人権をまっとうするためには、そこに付随する義務のようなものが必要だと思います。刑務所や少年院を出ることによって人権が保障されないという現実、こういう問題をはっきりさせて解決の方向に進んでいくためにも、龍谷大学の矯正・保護課程のような教育が大切で



す。この課程を受講した学生と、受講していない学生とは、意識が大きく違うと思います。加藤 龍谷大学では長い伝統の中で、さまざまな罪を犯してしまった人への取り組みを進めてまいりました。であるからこそ、日本一の矯正・保護課程を設けているのです。その中で皆さんに学んでいただいて、本日の座談会で話されたいような課題や問題を、地域全体のテーマにしていくことが求められています。

たとえ刑務官や法務教官という矯正・保護の仕事にたずさわらなくても、この課程で学ぶことによって、今日の社会がかかえている

諸問題、あるいは人間の問題を深く問うことができます。また、社会の底辺に追いやられた人たちを通して、人権ということを学び直すこともできます。このテーマを、市民全体のものにしていかなければと思います。

本日はありがとうございました。

(注1) 永山則夫が起こした68年から69年にかけて、東京、京都、函館、名古屋で4人が射殺された事件。

(注2) 犯罪や非行からの更生を支援する保護司の活動拠点。

「ぎんなん会」とは

「ぎんなん会」会長 畠山晃朗（龍谷大学客員教授）

1. はじめに

「ぎんなん会」は、本学出身の矯正職員（法務教官及び刑務官）の親睦と研究を兼ねた会であり、97（平成9）年に、元浪速少年院長の坂東知之先生（現・本学文学部客員教授）が、龍谷大学出身の少年院の法務教官等の内、元部下や坂東先生の講義の受講生を中心として懇親会を行いながら、矯正教育に関する職務研究及び研修を実施することを目的に設置されたものである。その構成員の多くは、本学矯正・保護課程の受講生であるが、その後、本学校友会の職域支部の矯正施設（刑務所及び拘留所並びに少年院及び少年鑑別所）支部として、校友会（卒業生の組織）に参加し、さらに、本学出身の刑務官等も沢山参加する等、会員が増加して、年間、二回の総会を開催するとともに、矯正に関する各

種の職務に関する研究または研修等を幅広く実施することになり、多くの矯正職員の能力向上と懇親に寄与しているという、校友会職域支部としても特有の活動をしている団体である。

その成果ともいえるのは、現在、会員には、矯正施設の施設長や幹部職員が非常に多く、最近は女性の会員も増加している。

さらに、最近採用された矯正職員の中には、「ぎんなん会」会員の先輩たちから色々と指導・援助を受け、採用後の初等科研修を優等な成績で終了して、すぐに幹部試験に合格しているものが相次いで出ていることでも各方面から高く評価されている。

この「ぎんなん会」の会員には、矯正施設で勤務する法務教官や刑務官等現職の矯正職員のみならず、多くの本学出身の矯正職員OBも参加しており、後進の指導等に協力しており、現

在、現職およびOBを含めその会員は約200名（現職180名、OB20名）に達している。

2. その組織

「ぎんなん会」は、本学校友会職域支部矯正施設支部として活動しており、支部長兼会長1名、名誉会長1名、副会長1名、理事10名程度、事務局長1名、会計担当幹事1名が置かれており、全国の矯正職員のうち、本学出身者で加入を希望する者を会員としている。会員は北海道から沖縄までの全国の293ヶ所の矯正施設に散在している。（矯正職員は公安職の国家公務員であり、幹部は全国の各施設に転動がある。）

現在の主な役員は、以下の通り。

名誉会長 坂東知之（本学文学部客員教授）

…元浪速少年院長

会長 畠山晃朗（本学文学部客員教授）

…元名古屋矯正管区長

副会長 池田正興（矯正・保護課程講師）

…元人吉学園院長

理事 木村昭彦（立川拘留所長）

深山祐司（広島刑務所教育分類部長）

谷口隆志（和泉学園次長）

中村真一（葛城拘留支所長）

坂本哲也（神戸刑務所教育統括）

香西貴史（和泉学園統括）

桑田昌巳（加古川学園次長）

只川晃一（播磨社会復帰センター長）

増田忠雄（奈良少年刑務所統括）

岡田広志（美祿社会復帰センター処遇部長）

若田浩徳（矯正局事務官）

事務局長 山本雄一（大阪少年鑑別所教官）

会計担当幹事 田所良太（大阪少年鑑別所教官）

3. 活動状況

毎年二回総会及び研究会を母校である本学の矯正・保護総合センターで実施している。また、矯正職員は勤務の都合で、なかなか母校での総会及び研究会に出席できない場合が多いので、各施設単位の研究会もランダムに実施している。（大阪刑務所では、会員の幹部である教育部長と調査官および作業首席（当時）等を中心に、会長（畠山）を囲んでの懇親会を実施。15名が参加する。滋賀刑務所では、やはり会長（畠山）出席のもと「ぎんなん会」会員8名と所長以下施設幹部5名が出席して懇談会を実施した。）

総会及び研究会は、毎年、第一回目は、その年度の7月の第一週土曜日の午後2時より総会、午後3時より2時間程度の研究会を実施し、午後5時より有志により会費制で懇親会を実施している。第二回目は、次の年の2月の第一週土曜日の午後2時より、総会を実施、午後3時より研究会を実施し、終了後は懇親会を実施している。

この総会及び研究会の際には、校友会及び矯正・保護総合センターの協力を頂き、同センタ



研修会で挨拶する畠山晃朗会長

ー1階をお借りして実施している。

また、毎年二回の総会には、龍谷大学代表及び校友会代表、矯正・保護総合センター長、矯



聴講する会員

正・保護課程委員長を来賓として迎え、さらに多くの矯正・保護課程担当教授や講師等の先生方に出席して頂いている。

第一回目の研究会は、原則として刑事施設(刑務所及び拘留所)に関するテーマを取り上げて、研究討議や矯正管区長又は刑務所長等を講師として招聘し、「矯正の現状」等について講演をお願いしている。

第二回目は、主に少年施設関係のテーマを取り上げて研究討議や講演会を実施している。また、それらの際には、矯正・保護課程及び矯正・保護総合センターとの連携を深め、研究会の共催等、相互の活動を共助しており、研究会の際には、多くの矯正・保護課程関係の教授等より助言を頂いている。

毎回参加者は30名程度であるが、矯正・保護課程の受講生で将来、矯正職員になることを希望する学生や矯正に興味のある学生等の参加も許しており、矯正職員の受験指導や一次試験合格者に対しては、採用面接の指導や希望施設への採用依頼等の活動も行い、優秀な矯正職員の確保にも協力しているところである。

なお、各総会及び研究会の開催については、その都度、理事会を開催して、打ち合わせを実施して、その内容等を決定している。

4. 予算

総会及び研究会参加会員からの会費と校友会からの補助により活動しているが、会場の借用、各種設定等については、矯正・保護総合センターの協力を得ている。また、研究会については、

矯正・保護課程との共同開催としているので、その運営の援助及び指導等並びに遠隔地からの参加者に対する旅費補助を課程からいただいている。

5. 活動の問題点

会員が全国施設に散在しているので、遠隔地の者や当日が勤務日の者も多く、なかなか参加人員が増加しないという問題点がある。また、個人情報保護法の関係で、法務教官試験や刑務官試験での龍谷大学出身の合格者の把握が難しいため、新規会員の開拓が出来ず、会員の新規加入が困難な状況にある。

特に、最近の矯正職員は、いろいろと困難な勤務条件が課されており、校友会活動に参加する余裕がなくなりつつあり、総会及び研究会の参加者が減少傾向にある。また、世代交代が進む中、校友意識の低下がみられ、同じ施設で勤務しているにもかかわらず、交流がない場合も散見される。

最近矯正・保護総合センターから、活発な広報活動が効果的にされているが、「ぎんなん会」会員の反応が少なく、母校の各種の矯正に関する研究会等への参加者が減っている。

会の運営資金は、総会ごとの参加者から年会費1,000円の会費を徴しているのと、校友会からの補助金と一部の会員からの寄付金により賄っているが、予算不足のため予算を必要と

する活動がしにくくなっている。



▶中村真一理事



▶木村昭彦理事

6. 今後の展望

龍谷大学矯正・保護課程との連携

現在、「ぎんなん会」の運営上、最も問題となつてゐるのは、団塊世代の現職の会員の大量退職に伴い、現役の会員の活動が低調となつてゐること、OB会員の高齢化ということである。そういう中にあり、問題点の一つである個人情報保護法の制限から、新規会員の情報がなく、会員確保の困難性ということも挙げられる。これらの問題点を解消するためには、矯正・保護課程との連携をさらに推進するとともに、校友会及び矯正・保護課程の広報活動とタイアップして、母校の各種の行事に会員が積極的に参加するように推進することが必要不可欠である。

また、会員確保のため、各施設単位での広報活動を活発に行い、新規会員の開拓を行う必要性があり、各施設単位の「ぎんなん会」の集会も活発化したいと考えている。

さらに、矯正・保護課程の受講生である学生たちに「ぎんなん会」の活動状況を詳しく広報して、研究会等には積極的に参加いただき、矯正への関心を深めてもらい、優秀な矯正職員確保に努力したいと思つており、その推進のためには矯正・保護課程の矯正出身の各講師の先生方との連携も深めてゆく必要があると考える。その点については、「ぎんなん会」会長及

び副会長が矯正・保護課程の講義を担当しているのので、より積極的な広報活動を行えると思つている。

また、教誨師や篤志面接委員等の職域支部である「桐友会」との連携も深めて、共同の研究会等を実施することも検討している。

最後に、「ぎんなん会」は、矯正職員的能力向上を目指して、真摯な活動を行うとともに、本学が全国唯一の矯正・保護課程という素晴らしいかつ充実した課程と矯正・保護総合センターを持つてゐることを誇りとして、法務省矯正局にも積極的に働きかけて、協力を得ることが必要であり、そういう意味で、昨年から大阪矯正管区職員課の採用担当職員が、矯正・保護課程の授業で、矯正職員の採用についての説明を行うようになってゐるのは、時機にあつた方策であり、「ぎんなん会」としても、より多くの本学の学生にその活動をアピールし、各種研究会に参加する学生の拡大を図るべきと考えている。

また、「ぎんなん会」会員の一層の能力向上を図るため、年間二回の研究会を矯正の職場で活用ができる実態に沿つた内容として、その効果を上げてゆきたいと考えている。そのために、この研究会は結局、矯正職員の能力向上のために実施してゐることであるため、勤務配置上の配慮をして、これに積極的に参加することを推奨するように会員が所属する施設長に依頼をす



▲岡田広志理事

ることも考慮したい。

また、矯正・保護課程では、夏季休暇期間中、学生の施設参観を実施しているが、その際には、各施設に所属する職員の中で「ぎんなん会」会員である先輩が後輩の案内をしていただけのように依頼しており、一部の施設では実現している。今後も、先輩の勤務する施設の状況を学生たちが直に見ることで、やりがいのある矯正の職場で勤務することを希望する学生が少しでも増えるように働きかけて、結果において「ぎんなん会」の会員の増加につなげることも大事なことであると考える。

それにもまして、「ぎんなん会」の本来の目的である、本学出身の矯正職員的能力向上を図り、ひいては母校の名譽を高めていきたいと思つてゐるところである。

「桐友会」雑感

「桐友会」副会長 本川 英 曉

「桐友会」の発足

矯正教化支部とは、「教誨師・篤志面接委員」に従事する面々の校友会（卒業生組織）を意味するものである。既に先発組織として「ぎんなん会」（矯正施設職員支部）「初代会長坂東知之元浪速少年院長・第2代会長畠山晃朗元名古屋矯正管区長」が活動しておられて何かと発足に向けて御指導を頂いたことは言うまでもない。

今から十数年前、滋賀県の某ホテルのロビーで一面識もない一人の教誨師に声を掛けて頂いたことが、私の「桐友会」への入口だった。お顔は何度か……。『厳水です……。』大阪拘置所教誨師で「桐友会」発足のキーパーソンである巖水法乗先生である。近畿教誨師連盟研修会の場であったように記憶している。何故私に？の疑問ははまだ消えやらずであるが、巖水先生

の指導力により「桐友会」は産声を上げた。

当初、発案者である釋見校友会長（当時）は「保護司」の校友会組織を想定しておられたようであるが、巖水先生が「保護司」にあらずで頓挫したようである。何れにしる準備委員会が8人体制で発足し、本派（浄土真宗本願寺派の略称）矯正教化連盟や西本願寺社会部・龍谷大学校友会矯正施設支部「ぎんなん会」への協力御依頼や、設立総会に向けては「会則」の草案作りに龍谷大学法学部の繁田実造教授の御指導を頂いたり……。大方は巖水先生の御活躍で枠組みが出来上がったように記憶している。

準備委員会で忘れることの出来ない人物に京都刑務所教誨師・岩瀬慈尊先生、奈良少年刑務所教誨師・脇屋真一先生がおられる。お二人とも本派矯正教化連盟役員を務められ、委員会を中心となつて御指導頂いた。繁田先生は「桐友

会」発足後に、岩瀬先生は発足前に急逝され、十周年を越え活気ある現在を見て頂けないのは残念至極である。様々な準備を重ね、01（平成13）年4月25日京都東急ホテルで102名の会員を擁して設立総会を迎えたのである。初代会長には前出の脇屋先生が就任され、以後第2代会長には姫路少年刑務所、後に播磨社会復帰促進センター教誨師小松勝昭先生、第3代会長には大阪拘置所教誨師吉光宏明先生が就任され現在に至っている。

他の校友会組織の運営を全く知らない筆者にとって語る資格は全く有しないが、独特と手前勝手と思いつ込んでいたのが、勉強好きな「会」と言うことである。大学を出てから何ゆえに「こんなに勉強せなあかんねん」と思えるくらい研修会を開催して会員への情報提供に尽くしている。しかも、予想に反して？ 好評である。全国の矯正施設の見学や矯正関係の御講師を招いて御高見を拝聴して切磋琢磨に励んでいる。その合間に、その研修会場に近い場所での意見交換会は一服の清涼剤の感がある。「学べや遊べや」を地でいっているようである。詳細は活動記録を御覧あれ……。

設立13年目を迎えて

現在、龍谷大学では「矯正・保護課程」を開設して、その世界への人材育成に大いなる寄与をして全国でも希少な講座運営を行っている。

その卒業生は法務省矯正局の中でも一大勢力となりつつあり、今後の更なる人材輩出が楽しみでもある。そんな中、我々「桐友会」の会員は、その人々が活躍する矯正施設が向先でもある。その上で、校友会という同窓生同志という親近感は何事にも替えがたい有り難さである。

私が龍谷大学を卒業したのは76（昭和51）年、大学院修士課程を修了したのは78（昭和53）年で何れも文学部および、文学研究科修士課程で法律のことは門外漢である。そんな私が教誨師として86（昭和61）年神戸拘置所担当を拝命して以来、何も分からないまま現在まで務めてきた。唯一「お念仏」を受刑者に届けんと思う一念で。当初、何を語ったらよいかさっぱり分からず不良な教誨師であった。孤独であり、どなたに聞いていいかも分からず、「見よう見まね」といったところか。そんなところに、降ってわいたような「桐友会」の設立は仲間の拡大と学習の機会という一挙両得の機縁を頂いた。86（昭和61）年に神戸拘置所教誨師を拝命して以来今日まで兵庫県教誨師会会長や本派矯正教化連盟副会長などを経験させて頂いたことも「桐友会」での出会いが機縁となって頂いたものと感謝の念を持ち続けている。

10（平成22）年に設立10周年を迎え現在13年目にかかろうとしている。設立前、8人が5万円ずつ出し合い原資を捻出してスタートした当会であるが、現在まで龍谷大学校友会からの助



▲府中刑務所施設参観

成金などに扶けられ健全運営を重ねている。設立以来多くの顧問の先生方に御指導を頂いてきた。以下、敬称略。

井垣康裕 弁護士（元裁判官）
大川哲次 弁護士（奈良少年刑務所 篤志面接委員 他）

大堅 敢 弁護士（元大阪地検総務部長 現大拘篤志面接委員）

小畑雄治郎 弁護士（元龍谷大学法学部教授 他）
中川祐夫 弁護士（元龍谷大学法学部教授・現大拘篤志面接委員）

福島照男 大阪矯正篤志面接委員選考委員



▲中央研修会にて

梅津寛子 弁護士（元東京・大阪矯正管区長 篤志面接委員 他）

以上の先生方他にも多くの学識経験者の方々に支えられて今日の「桐友会」が存在している。現在までの研修内容も多岐にわたり教誨師・篤志面接委員というフィールドを越えて「矯正・保護」の範囲にまで広がっている。しかし、何れもが何らかの形で関係していることは言うまでもない。そんな研修内容が私の知恵袋となつて矯正教化活動に役立っているように思える。お蔭様である。

一つ欲を言えば、宗教教誨活動・篤志面接活動に、例えば宗教的煩悶に応える場として、宗教的教誨の研修も組み入れて頂きたいと思う。今である。龍谷大学の卒業生という枠組みからは一つの宗派に偏ることは不可能かもしれないが……。バックボーンをしっかりと身につけた上で宗教教誨・篤志面接活動が為されるべきではないだろうか。現在までの当会の活動内容からはその点が希薄に思えてならない。私の一人言である。ちなみに、会員の大方は浄土真宗の方々であるが、真言宗・融通念仏宗・天台宗・金光教の方々も入会されている。今後の課題であらう。

施設参観の折りには必ず、参観施設所属の教誨師会・篤志面接委員協議会の先生方との意見交換の場を設けている。施設にはA級～LB級（犯罪傾向の進捗度合いの分類）・少年施設・女子施設・医療・未決・F級（外国人受刑者）等多岐にわたっている。その上で状況や内容も千差万別である。自分には経験し得ない施設の状況や活動内容を知ることがとても勉強になる。そういう活動運営も当会の特色と言えるのではないだろうか。

總會・研修会の折りには必ず「龍谷大学学歌斉唱」というプログラムが入っている。当たり前といえばそれまでのことであるが、愛校心の醸成という点からも望ましい姿であらう。在学時代以上に歌っているに違いない。忘れていた

「青春」が蘇る。同窓会校友会のもう一つの大切な要素であらう。

「指名代打」でこの文章の執筆をさせて頂き、思いつくままに悪戦苦闘の結果がこんな稚拙なことであるが、「また熱意と愛着が沸いてきた」が結論である。「塀の中」がフィールドであり、「被收容者」という人々の更生・社会復帰・贖罪等の細やかな手助けを目指すという「人権」



▲鳥取刑務所施設参観

そのものに関わる「むつかしい現場」であればこそ「やりがい」を味わえる場でもある。「人」として「心して」謹んで務めて行きたいと思度度の「戒め」の場を、この文章執筆で頂いた思いである。龍谷大学関係各位並びに「桐友会」会長吉光宏昭先生はじめ、お育てを頂いた全ての先生方に感謝を申し上げ結びとする。



▲地方研修会にて

龍谷大学校友会 矯正教化部門支部「桐友会」活動記録

- 2001(平成13)年4月25日(水)第1回定期総会・設立祝賀会、会員数102名。初代会長:脇屋眞一(奈良県)。於:京都東急ホテル/9月3日(月)第1回研修会(福岡管区)「日本の検察制度」大堅 敢(弁護士)。「今日の少年問題」大川哲次(弁護士・篤志面接委員)。於:ホテル・センターゼ博多
- 2002(平成14)年2月4日(月)第1回文化講演会・施設参観(広島管区)「少年犯罪の光と影」脇屋眞一(桐友会会長・教誨師)。施設参観(山口刑務所)。「教誨・篤面活動の現状」公文彰(山口刑務所長)。於:山口別院(小郡町)、山口刑務所、山口グランドホテル/4月25日(木)第2回定期総会「矯正保護の現状と問題点」越賀英次(龍谷大学客員教授)。於:京都東急ホテル/9月2日(月)第2回研修会(高松管区)「矯正教化の変遷」長谷川永(龍谷大学客員教授)、「刑事法のイロハ」繁田実造(弁護士)。於:塩屋別院(丸亀市)、ホテルオークラ丸亀
- 2003(平成15)年2月3日(月)第2回文化講演会・施設参観(大阪管区)「ひとはなぜ罪を犯すの?」小畑雄治郎(弁護士)、施設参観(大阪拘置所)、「施設から見る教誨・篤面活動の重要性」友繁修(大阪拘置所長)、「私の篤面活動」桂文福(落語家・篤志面接委員)。於:津村別院(大阪市)、大阪拘置所、新阪急ホテル/4月25日(金)第3回定期総会「刑事訴訟法あれこれ」中川祐夫(弁護士)。於:龍谷大学深草学舎/9月11日(木)①自主研修会・全員協議会:テーマ「矯正教育の今日的課題」施設情報交換。於:神戸別院(神戸市)
- 2004(平成16)年2月3日(火)②自主研修会・全員協議会:テーマ「仏教徒としての『いのち、のとりえ方』」施設情報交換。於:津村別院(大阪市)/4月20日(火)第4回定期総会「行刑改革会議提言について」福島照男(元矯正管区長)、施設情報交換。於:新阪急ホテル(大阪市)/9月14日(火)③自主研修会・全員協議会:「監獄法の研修」大堅 敢(弁護士)、施設情報交換。於:浄教寺(奈良市)
- 2005(平成17)年2月4日(金)④自主研修会・全員協議会:「監獄法と諸外国の矯正教化事情」大川哲次(弁護士)、施設情報交換、第2代会長:小松勝昭(兵庫県)。於:大津シャンピアホテル(大津市)/4月21日(木)第5回定期総会「犯罪被害者支援について」大川哲次・吉岡寛子(弁護士)。於:龍谷大学深草学舎/9月8日(木)⑤自主研修会・全員協議会、施設参観(笠松刑務所)、「裁判員制度の研修」井垣康弘(元神戸家裁判事)、施設情報交換。於:笠松刑務所(岐阜市)、ホテルアソシア名古屋ターミナル
- 2006(平成18)年2月24日(金)⑥自主研修会・全員協議会、施設見学(和歌山刑務所)、「改正刑法の研修(改正点を中心に)」石塚伸一(龍谷大学矯正・保護課程委員会)、施設情報交換。於:和歌山刑務所(和歌山市)、鷲森別院(和歌山市)/4月24日(月)第6回定期総会「仏教とカウンセリング」友久久雄(龍谷大学教授)。於:あと村(京都市)/9月8日(金)公開講演会「少年犯罪の低年齢化と幼児教育」浜井浩一(龍谷大学教授)。於:広島ガーデンパレス
- 2007(平成19)年4月24日(火)第7回定期総会「新法下での教誨活動」島山晃朗(龍谷大学客員教授)。於:あと村(京都市)/9月6日(木)⑦自主研修会・全員協議会、施設参観(麓刑務所)、「地方における教誨師からの一言」郷原徳燃(教誨師)。於:麓刑務所(鳥栖市)、ホテルアントス
- 2008(平成20)年2月18日(月)⑧自主研修会・全員協議会「少年院における処遇(現状とそのあり方に関する一人の民間協力者の期待と提言)」坂東知之(龍谷大学客員教授)。於:神戸別院(神戸市)/4月25日(金)第8回定期総会「カーナビと北極星(道徳と宗教)」徳岡秀雄(放送大学客員教授)。於:あと村(京都市)
- 2009(平成21)年4月28日(火)第9回定期総会「宗教教誨雑感」諏訪了我(教誨師)、第3代会長:吉光宏昭(大阪府)。於:あと村(京都市)/8月27日(木)、8月28日(金)⑨自主研修会、施設参観(山形刑務所)、「裁判員裁判制度の開始(その実情と問題点)」大川哲次(弁護士)。於:山形刑務所(山形市)、西岸寺(山形県)
- 2010(平成22)年6月25日(金)10回定期総会・設立10周年記念式典。於:京都東急ホテル/9月6日(月)⑩中央研修会「犯罪被害者の自立」阪本哲也(大阪拘置所教育統括)。於:あと村(京都市)
- 2011(平成23)年1月26日(水)、1月27日(木)⑪地方研修会、施設参観(更生保護法人「両全会」・「府中刑務所」)、築地別院参拝。於:築地別院(東京都中央区)、両全会(東京都代々木)、府中刑務所(府中市)/6月8日(水)第11回定期総会、⑫中央研修会、「新法下の改善指導等の現場における教育について」竹下三隆(奈良少年刑務所処遇教育専門官)。於:津村別院(大阪市)/11月14日(月)、11月15日(火)⑬地方研修会、「矯正の現状、矯正における教誨師・篤志面接委員の役割」知識優憲(元大阪矯正管区長)。於:鳥取刑務所(鳥取市)、岩井屋(鳥取県)
- 2012(平成24)年6月14日(木)第12回定期総会、⑭中央研修会、「特別・一般改善指導と矯正教化の関わりについて」池田静(龍谷大学矯正・保護課程講師・元京都刑務所長)。於:浄教寺(奈良市)、ホテルフジタ(奈良市)
- 2013(平成25)年2月18日(月)、2月19日(火)⑮地方研修会、施設参観(宮川医療少年院)、「受刑者の社会復帰と再犯防止(高齢者・障がい者・薬物使用者)について」大川哲次(桐友会顧問・弁護士)。於:宮川医療少年院(三重県)、鳥羽シーサイドホテル

矯正・保護の講義を通して

人権について考えたこと

新山 未奈

犯罪被害者への対策

現在、短期大学部社会福祉学科教養福祉コース在学中で、13（平成25）年4月から文学部哲学科教育学専攻へ編入学が決定した。

矯正・保護課程を受講しようと思った理由は、受刑者が社会復帰できるように日本ではどのような処遇がなされているのか興味があったからである。また、矯正・保護課程は龍谷大学でしか受講できない課程であるということ、夏休みには施設見学ができることなどにも魅力を感じ、受講した。

矯正とは、犯罪者や非行少年が社会復帰できるように更生させることである。つまり、矯正・保護は犯罪者や非行少年が社会復帰できるように更生させることを目的としており、日本では更生させるための設備や対策に力を入れている。

非行少年の人権は少年法によって手厚く保障されている。例えば殺人事件をおこしても未成年であれば死刑や無期刑になることはほとんどなく、10年ほどで出所できる場合も多い。また、プライバシーを守るため未成年であれば、殺人を犯しても名前や顔写真は非公開である。そして、「少年A」という表現で公表されるのである。成人の受刑者の場合は、就労支援や資格取得のための勉強ができるなど社会復帰するための対策や施設・設備が日本では充実している。

罪を犯すことは、とても許されることではない。被害者や遺族からすれば、一生許すことはできないであろう。だが、犯罪者や非行少年に犯罪者というレッテルを貼り、軽蔑の目で見たり、差別をしたら、彼らは孤独を感じ、人を信用できなくなる。そして、再犯をおこなう可能性も出てくる。そういう意味では、日本における矯正は、犯罪者や非行少年の人権保護をしつ

かり行っていると言えるのではないだろうか。だが、被害者に対する対策はまだまだ不十分である。昨年10月28日、池田正興講師紹介のもと、「Wii〜犯罪被害者の会〜」の講演会を拝聴した。その時の経験から、被害者の人権について述べる。

犯罪被害者の会は未成年の加害者によって我が子を殺された4家族の被害者遺族たちが、97（平成9）年12月21日に結成した。この会は世間に理解されず孤立無援の状況に立たされている被害者遺族が、同じ立場に置かれて同じ苦しみ味わっている人同士で気持ちを分かち合い、少しでも被害者遺族が救われることを目指している。

そして、「被害者の権利をせめて加害者と平等のレベルに高めてほしい」という願いを持ち、苦しんでいる被害者遺族への支援のために働きかけた。その結果、04（平成16）年12月に犯罪被害者等基本法が国会で成立し、その翌年には258項目の具体的施策を盛り込んだ犯罪被害者等基本計画案が作られるまでに至った。また、それ以前にも01（平成13）年の少年法改正において条件付きではあるが、被害者の意見陳述権と事件記録の閲覧・コピー権が認められるようになっていた。さらに、08（平成20）年の少年法改正においては、犯罪被害者や遺族が少年審判を傍聴できるようになった。

このような犯罪被害者の会の働きかけなどが

ら、被害者や遺族に対する対策などが少しずつ改善されるようになった。だが、まだまだ被害者や被害者遺族にとっては「被害者の権利を加害者と同レベルに高めてほしい」という願いが叶うまでにはほど遠いのが現状である。では、被害者遺族が求める権利とはどのようなものであるのか、被害者遺族の方が作成した意見書をもとに述べる。

被害者遺族が求める権利

1. 一定の重大事件において原則的に検察官を関与させる制度

被害者のためのみならず、少年の更生を目的とする少年法の理念においても、必要不可欠な事実認定のためにも、一定の重大事件においても原則的に検察官を関与させる制度の創設を求めるとのことだ。また、要保護性の審理においても検察官の関与が必要であると主張している。

2. 審判の場で被害者から少年に対する質問を認める制度

加害者が成人である場合、刑事裁判に被害者が参加することで被告人に直接質問できる。そして、被害者の質問が刑事裁判での審理に有益な結果をもたらしたことも多々ある。だが、加害者が少年法である場合には審判においての被害者から少年に対する質問は認められていないのが現状だ。

3. 重大事件の被害者が当該事件の加害少年の

社会記録を閲覧できる権利

少年のプライバシーに関わることであり、憲法上でプライバシーの権利が定められていることは理解しているが、プライバ

シー性がきわめて高いものや少年以外の者のプライバシーが含まれていて被害者に閲覧させることが不相当と考えられる場合は対象外でも良いし、知り得た情報を漏洩しないという条件つきでも良い。だが、少年が非行に至った背景や原因を知るためにもこの権利を主張している。

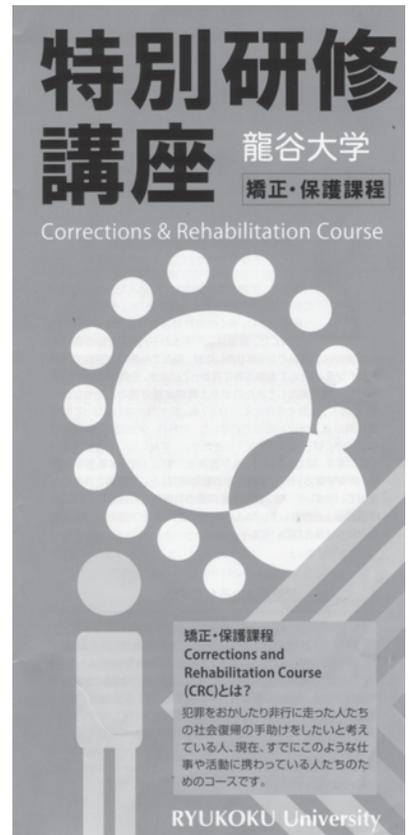
4. 少年不定期刑の見直し
被害者は必ずしも厳罰化だけを求めているわけではないが、犯した罪に見合った適正な処罰を実現してほしいと主張している。

5. 被害者も国選弁護士を選任できる制度
被害にあった直後の混乱した状況の中で、事実を知り事件と向き合うためにも必要な弁護士。だが、弁護士に協力してもらうためには高額な費用がかかり断念してしまう場合も多いという。

今回、犯罪被害者の会の講演会に参加して被害者や遺族の方の抱えている悲しみや苦しみが

計り知れないものであるということを改めて感じた。また、人権についてもあまり保障されていないのではないかと考える。例えば、先ほど述べたように、未成年の少年は名前も顔も非公開である。だが、被害者は被害者が何歳であっても名前はおろか顔も公表されている。これは、被害者の同意を得ているからかもしれないし、理由があるのかもしれない。しかし、理由があるにせよ、被害者と加害者では大きな差があるように感じる。

このように、被害者に対する対策はまだまだ不十分である。そのため、被害者の人権を守るための法令を考えるべきである。せめて、被害者が要求しているように、弁護士費用を国が援助するなど加害者と同レベルの対策はするべきである。お金だけで解決するわけではないが、国が自分たちの気持ちを理解してくれていると被害者が感じることができれば、少しは被害者を救うことができるのではないかと考える。



講座案内のパンフレット

世界の現実をみた場合、憲法で「人権」が保障されているから、平和的生存が実現され、多くの人々が幸福感を抱いて生活しているといえるだろうか？ 現実世界はその反対の方が多い。日本社会でも、少子高齢化が進み、一人住まいをする人々も増えてきた。

経済状況が悪化し雇用不安が生じると、人々の「心のコミュニティ」という空間も崩壊し、あるいは「心のバリアー」が生じ、人々は根無し草のようになってばらばらになり、その結果、偏見や差別が生じ、弱い立場の人々や子どもたちへの虐待や、カルト集団への入信、あるいは、他の人々とのコミュニケーションがうまくできず引きこもってしまう人もいる。なかには犯罪に巻き込まれる人々もいる。高齢者や再就職が難しい人の中には、生活の苦しさのため、再犯を繰り返す人々も多い。

個人主義が進む一方で、伝統的な共同社会の特徴も残している日本の社会などは、「犯罪者」というラベルを貼られると、現実あるいは心のコミュニティに戻るのが難しい。犯罪に対して厳罰で対処するべきだという風潮もあるが、日本国憲法第31条は「何人も法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、またその他の刑罰を科せられない」と規定し、市民のおよび政治的権利に関する国際規約（人権B規約、日本も1979年に批准）第14条2項には「刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定とされる権利を有する」と規定されている。

ところが、この「無罪推定の原則」が軽視され、犯罪の嫌疑さえあれば長期間の身体拘束が行われる人質司法・自白強要に連なる問題も生じることがあり、さらには、えん

■編集を終えて

生かし生かされている社会の現実を知る

経営学部経営学科教授

横山 勝 英

罪の原因にもなっている。逮捕された被疑者を犯人と断定し、実名と写真入りでプライバシーを侵害し、裁判を受ける前に社会的に葬られるケースもある。家族も世間から厳しい視線にさらされる場合もある。このような現状を改善するためには、私たち一人一人がこの現実社会の実態を正しく理解することが先ず必要だろう。

「矯正・保護」を通して、罪を犯した人に対し、本人の強い意志や行政機関の働きかけだけでなく、地域社会の理解と協力により、地域社会から切り離されないように包み込む支援をしていくことが不可欠である。

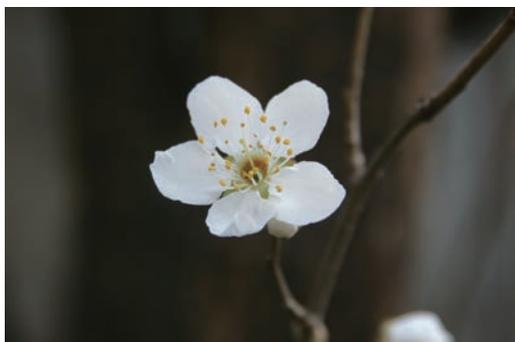
学生の皆さんは、何でも相談し、共感できる親友、家族を持つことができているだろうか？ 周りの友達や家族の変化に気づく配慮ができているだろうか？ 大学生活を通じて、建学の精神の意味を深く理解し、知性と感性を兼ね備え、豊かな人間性を養い、人間教育、教養教育、専門教育をつうじて、現代社会でたくましく生きる力、社会への貢献力を持つ人間になることを期待したい。

人は「人権」によって公権力の濫用、あるいは非政府組織や私人による人権侵害から人間としての尊厳を守ることができる資格を持っていても、確保するには努力が必要だ！

※

※

人権学習誌『白色白光』は本号の刊行で第15号を数えます。本号の編集には、浄土真宗本願寺派の教誨師養成のための「矯正課程」が起源の「矯正・保護課程」を推進する「龍谷大学 矯正・保護総合センター」およびその関係者・団体の協力をいただいたことに感謝します。



「白色白光」

「白色白光」という言葉は『仏説阿弥
陀經』に「池中蓮華 大如車輪 青色
青光 黄色黄光 赤色赤光 白色白光
微妙香潔」とあり、本紙の表題にふ
さわしいということで命名しました。
これを口語訳しますと、次のようにな
ります。

池の中に咲く蓮の花は、車輪の如く
大きい。例えば青い色の花は、青く光
り輝いており、黄色い花は黄色く光つ
ている。赤い色の花は、赤く輝いて咲き
匂い、白い色の花は、真っ白に輝いて咲
いている。その各々の花は、微妙であり、
妙なる色合いであり、その香りたるや、
芳しく清らかである。

世の中には、青い色の花として輝く
人もあるでしょうし、あるいは白い色
で輝く人もあるでしょう。このように、
私たち一人一人は、それぞれの母の胎
内から生まれ、尊い生命を恵まれた、
かけがえのない存在なのです。

「白色白光」には、お互いがお互いを
尊重しあいながら、自分だけにしか出
せない美しい輝きでもって咲き匂って
欲しいという願いが込められています。

「白色白光」第15号

2013年3月1日発行

編集 龍谷大学人権学習誌編集委員会
(越前谷宏／長上深雪／横山勝英／井上善幸／奥野恒久／長野了法)

発行 龍谷大学
〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67
☎075(642)1111(代)



龍谷大学
RYUKOKU UNIVERSITY

さびしいとき

私がさびしいときに、
よその人は知らないの。

私がさびしいときに、
お友だちは笑ふの。

私がさびしいときに、
お母さんはやさしいの。

私がさびしいときに、
佛さまはさびしいの。

(『金子みすゞ全集』Ⅱ、JULIA出版局、
1984年、176頁)

誰かを思いやる心は大切ですが、時にはそ
っと寄り添うことも、大切ですね。

